

むつ市公共交通再編検討業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、むつ市公共交通再編検討業務委託に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 むつ市公共交通再編検討業務委託
- (2) 業務内容 むつ市公共交通再編検討業務委託仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

3 予算額

5,555,000円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 日程

(1) 公告

令和7年5月16日（金）から令和7年5月30日（金）まで

(2) 質疑提出

令和7年5月23日（金）午後5時まで

(3) 質疑回答

令和7年5月27日（火）午後5時まで

(4) 参加申込

令和7年5月16日（金）から令和7年5月30日（金）まで

ただし、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで

(5) 企画提案書等提出

令和7年6月4日（水）から令和7年6月18日（水）まで

ただし、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで

- (6) プレゼンテーション及びヒアリング審査
令和7年6月23日（月）午前10時00分から（予定）
- (7) 結果通知
令和7年6月25日（水）（予定）

6 参加資格

《有資格者の場合》

- (1) むつ市指名競争入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されていること。
- (2) むつ市指名競争入札参加資格者指名停止要綱による指名停止を受けていないこと。

《共通》

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められるもので、適正な競争を妨げる恐れがないと認められるもの。

《有資格者ではない場合》

- (6) 国税及び地方税について滞納がないこと。

7 質疑応答

質疑がある場合は、次の手順により提出すること。

- (1) 提出方法 質問書（様式第5号）により、電子メールで提出すること。
- (2) 提出期限 令和7年5月23日（金）午後5時まで
- (3) 提出先 むつ市政策推進部交通政策課
電子メール：kotsu@city.mutsu.lg.jp
- (4) 回答方法 令和7年5月27日（火）午後5時までに、質問者に対し、電子メールで回答を行うものとするが、その質問が仕様に対する質問

など、質問者のみへの回答では公平性に影響があると判断される場合は、全ての者に通知するものとする。

- (5) その他 提出期限を過ぎたもの又は指定した方法以外での質問は一切受付けない。

8 参加申込手続

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 会社概要（様式第2号）

ウ 業務実績調書（様式第3号）

エ 誓約書（様式第4号）

《有資格者ではない場合》

オ 法人事業者にあつては、商業登記法に基づく現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書

カ 個人事業者にあつては、市町村が発行する営業証明書及び身分証明書

キ 財務諸表

申請日直前1年分に係る貸借対照表、損益計算書等

ク 納税証明書

国税、都道府県税及び市町村税の全てについて提出すること。

（むつ市分については、指定様式を使用のこと。）

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）による。

(4) 提出期間 令和7年5月16日（金）から令和7年5月30日（金）まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで

(5) 提出先 〒035-8686

青森県むつ市中央一丁目8番1号

むつ市政策推進部交通政策課

9 参加資格の審査・審査結果の通知

この実施要領に定める資格基準に基づき審査し、当該審査結果を全ての申込み者に参加資格審査結果通知書（様式第6号）により通知する。

なお、参加資格が満たないと判断された事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して7日以内にその理由の説明を求めることができるものとする。

10 企画提案書等の作成及び提出

企画提案書を提出する者（以下「企画提案者」という。）は、むつ市公共交通再編検討業務委託仕様書に基づき、審査基準の内容を踏まえた上で、企画提案書等を作成し提出すること。

(1) 提出書類

① 企画提案書（任意様式）

企画提案書には、以下の内容を記載すること。

- ア 会社概要（パンフレット等の別添可）
- イ 本業務の実施体制
- ウ 業務担当者（責任者、主担当者等）の所属、役職、氏名、業務実績、経験年数
- エ 公共交通再編等に関する類似業務の実績
- オ 業務実施方針、実施内容、実施手法等
- カ 業務スケジュール
- キ その他各業務に関する提案等

② 参考見積書（任意様式）

見積書には企画提案書の内容を実施するための費用とその積算内訳を項目ごとに記述すること。

③ ①及び②をPDFデータでまとめた電子記録媒体（CD-R）

(2) 提出部数等

- ① 企画提案書及び参考見積書の提出部数は9部（正本1部、副本8部）とし、副本については、会社名等を記入せず、提案者が特定されない状態で提出すること。
- ② 用紙は全て日本産業規格A4サイズとする。
- ③ 提出書類は全て左上をホチキス止めとする。
- ④ 電子記録媒体（CD-R）は1枚とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便）に限る。

(4) 提出期限

令和7年6月18日（水）まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで

(5) 提出先

〒035-8686

青森県むつ市中央一丁目8番1号

むつ市政策推進部交通政策課

1.1 審査方法

- (1) 審査方法は、参加資格要件を満たす者の中から、提出された企画提案書等についてプロポーザル審査委員会によるプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、審査する。

ただし、企画提案書の提出事業者が5者以上である場合には、書類審査を行いプレゼンテーション及びヒアリング審査の対象となる企画提案者をあらかじめ選定する。

なお、書類審査を行う場合は全ての企画提案者にその旨通知する。

ア 日 時 令和7年6月23日（月）午前10時00分から（予定）

イ 場 所 むつ市役所 第3会議室（予定）

ウ 説明時間 1企画提案者の説明時間は20分以内とし、その後10分程度の質疑の場を設ける

エ 出席者 企画提案書に記載のいずれかの者で3名以内とする

オ 準備物 パソコン等を使用する場合は、企画提案者において準備する
（プロジェクター及びスクリーン等は市において準備する）

カ プレゼンテーションを行う順番については企画提案書の受付順とする

キ プレゼンテーションの内容は提出された企画提案書によるものとし、追加の提案書類等は認めない

(2) 審査項目及び配点

別紙「むつ市公共交通再編検討業務委託プロポーザル審査基準」のとおりとする。

1.2 審査結果

審査結果の通知は、審査を受けた全ての企画提案者に対し、プロポーザル審査結果通知書（様式第7号）により通知する。

なお、必要に応じ書類審査を行う場合は、プロポーザル書類審査結果通知書（様式第8号）により通知し、書類審査を通過した事業者には、プレゼンテーション及びヒアリング審査の日程等についても、併せて通知する。

また、審査の結果、選定されなかった企画提案者は、当該通知を受けた翌日から起算して7日以内にその理由の説明を求めることができるものとする。

1.3 その他

(1) 提出書類の取扱いについて

- ア 提出されたすべての書類は返却しない
- イ 提出後の差替え及び加除修正は認めない
- ウ 企画提案書の提出は1者につき1案とする
- エ 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求める場合がある

(2) 失格事項について

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ プレゼンテーション及びヒアリング審査に正当な理由なく欠席した場合
- カ 参考見積書の金額が、あらかじめ示された予算の上限額を超過した場合

(3) 参加辞退について

参加表明後の辞退については、参加辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 必要経費について

提出書類の作成及び提出やプレゼンテーション参加に係る費用など必要な経費は、全て企画提案者の負担とする。

なお、やむを得ず本プロポーザルによる事業者選定が中止等になった場合でも、全て企画提案者が負担すること。

(5) 情報公開及び提供について

提出された企画提案書については、むつ市情報公開条例の規定による請求があった場合、第三者に開示することがある。ただし、企画提出者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情

報は非開示となる場合があるので、この情報に該当する部分がある場合は、あらかじめ文書により申し入れすること。

なお、本プロポーザルに係る事業者の選定前において、決定に影響を及ぼす恐れのある情報については、決定後の開示とする。

(6) 言語及び通貨単位について

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位については、日本語及び日本円とする。

1 4 問い合わせ先

むつ市政策推進部交通政策課

0 3 5 - 8 6 8 6

青森県むつ市中央一丁目 8 番 1 号

電 話 0 1 7 5 - 2 2 - 1 1 1 1 (内線 2 3 5 2)

電子メール kotsu@city.mutsu.lg.jp